

議 第 8 7 号

学 校 給 食 共 同 調 理 場 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制
定 に つ い て

本 市 学 校 給 食 共 同 調 理 場 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と
お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 8 年 （ 2 0 2 6 年 ） 9 月 7 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 学 校 給 食 共 同 調 理 場 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条
例

新 潟 県 柏 崎 市 学 校 給 食 共 同 調 理 場 設 置 条 例 （ 昭 和 4 3 年 条 例 第 2 5
号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 の 表 柏 崎 市 東 部 地 区 学 校 給 食 共 同 調 理 場 の 項 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 9 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

新潟県柏崎市学校給食共同調理場設置条例（昭和43年10月25日条例第25号）

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
柏崎市北部地区学校給食共同調理場	柏崎市小金町2番11号	柏崎市北部地区学校給食共同調理場	柏崎市小金町2番11号
柏崎市南部地区学校給食共同調理場	柏崎市大字枇杷島2842番地1	柏崎市東部地区学校給食共同調理場	柏崎市大字北条1996番地
(略)		柏崎市南部地区学校給食共同調理場	柏崎市大字枇杷島2842番地1
(略)		(略)	